

手続名	住所を変更せずに就学先を変更する場合		
	市外の学校に就学させるとき	他市町村に居住する保護者が、児童を塩竈市の小中学校に就学させるとき	私立小中学校に就学させるとき
根拠法令	学校教育法施行令第8条・第9条、塩竈市立学校の通学区域に関する規則第5条		
申請者	保護者	保護者	保護者
申請時期	事前	事前	私立小中学校の合格決定以後
申請窓口	就学する学校の所在する市区町村の教育委員会	塩竈市教育委員会 学校教育課	塩竈市教育委員会 学校教育課
必要書類	上記各教育委員会にお問い合わせください。	通学区域外就学許可申請書 又は 区域外就学申請書	・私立学校入学の届 ・入学承諾書
添付書類等		指定学校変更基準に記載のとおり	なし
申請方法	上記教育委員会にお問い合わせください。 なお、転校することを 事前に塩竈市教育委員会と現在就学している小中学校の担任の先生に連絡 し、必要な証明書などがあれば準備してもらってください。	必要書類を添え、塩竈市教育委員会学校教育課に提出してください。 なお、 提出前に教育委員会にご連絡をお願いします。 また、 転校することを事前にその小中学校の先生に連絡 し、必要な証明書などがあれば準備してもらってください。	必要な書類を添え、塩竈市教育委員会学校教育課に提出してください。